

石油組合との災害時燃料供給 協定締結や調達での配慮

災害時の燃料調達に、普段から備えていますか？

令和元年房総半島台風に伴う千葉県内の大規模停電等の際には、県内の自家発電設備を備えた中核SSや住民拠点SSが、速やかに自家発電設備を稼働して、緊急車両等への燃料供給を維持するとともに、千葉県石油商業組合では、災害協定に基づき、拠点病院等の重要施設等からの燃料供給要請に懸命に対応するなど、石油組合・組合員が連携して燃料等の供給を行った事例が多数見られました。

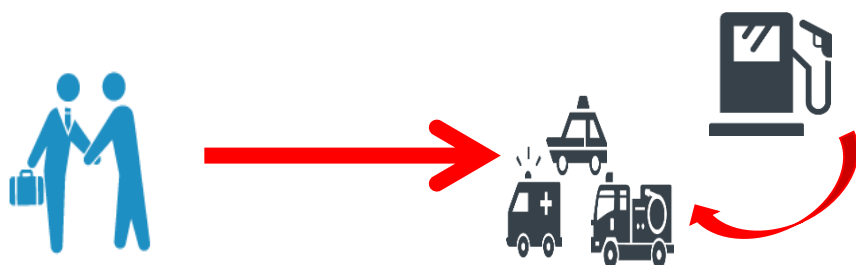


松崎石油犬石SS（千葉県館山市）では、約2週間にもわたる長期停電が続く中、可搬式の自家発電機を稼働させて、緊急車両などへの燃料供給を続けた



千葉県鴨川市の住民拠点SSでは、停電後速やかに自家発電設備（写真㊦）を稼働し給油を継続。通電までの期間に多数の車両への燃料供給を実施。

石油組合と災害時の燃料供給協定を締結し、
平時より取引を行っていただければ、災害時の連携はスムーズ！



平時からの調達における配慮を促しています！

官公需法に基づく基本方針（閣議決定）では、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を対象として、平時からの分離・分割発注、随意契約等の配慮について記載しています。

※全国623の自治体が石油組合と協定を締結しています。（令和4年8月時点）

全国ではこんな取組があります！

事例1 国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所

佐賀県石油組合と災害協定・官公需契約（随意契約）を締結し、平時から、排水ポンプ場や排水ポンプ車等に対し燃料供給を行っている。

2019年8月に発生した九州北部への豪雨による洪水被害の際には、災害協定に基づき、配水ポンプ場や排水ポンプ車に対して燃料の緊急供給を受けたことにより、被害拡大が防止された。

事例2 横浜市

神奈川県石油組合と災害協定を締結するとともに、市の重要施設等への平時からの官公需納入を行っている。平時から、重要施設等の基本情報、使用油種やタンク口径等の詳細情報を共有していたため、令和元年東日本台風の際には、市が保有するポンプ場等（10施設）への円滑な燃料供給が行われた。



【事例1】2019年8月の九州北部を襲った豪雨災害で、緊急配送要請を受けて排水ポンプ場に燃料配送を行ったタンクローリー



【事例2】「令和元年東日本台風」において、横浜市からの燃料供給要請を受け、ポンプ場への燃料油供給を実施



岩手県総合防災訓練が2022年10月29日、県沿岸南部の大船渡市、陸前高田市、住田町を会場に行われ、岩手県石油組合が参加。大船渡市内のSSで非常用発電機を起動させ、地元消防団の消防車に燃料供給を行った。



長野県石油組合は2022年10月23日、松本市内で実施された県総合防災訓練に参加。地元の組合員が燃料配送ローリーを出勤させ、災害時の円滑な供給対応を図るための訓練を行った。